

【(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業】

平成 27 年 6 月 30 日公表

対面対話による共有認識事項

平成 27 年 6 月 23 日（火）に実施しました対面対話について、参加者の共有認識事項として以下を公表します。

No	項目	内容	市の回答
1	市管理区域について	市管理区域が示されている別紙 1 には位置の寸法指定がないが、位置については概ね別紙 1 の通りと考えて、詳細位置は事業者の提案によると考えてよいか確認したい。	範囲は別紙 1 の指定の通りで、位置についてはその範囲内で設置するという事で、特に寸法の指定はありません。
2	市が別途工事を行う下水道管工事等について	市が別途工事を行う下水道管工事について、現段階での工事時期及び工事内容を確認したい。	下水道工事については、今年度中に設計を完了し、平成 28 年度に工事を行う予定です。 なお、前面の県道川越栗橋線ではなく、東側の市道への敷設を計画しています。
3	雨水流出抑制施設について	雨水処理の方法と設置時期を確認したい。	「全面浸透」を「貯留施設」へ、放流先を周囲河川放流へ修正します。また、河川までの雨水管は市で設置します。位置は南側道路に設置し、東側水路へ接続することで調整中です。 工事は、平成 28 年度中の予定です。
4	貯留槽、圧送ポンプ位置について	市管理区域内に設置予定の貯留槽、圧送ポンプ位置の確定については、設置範囲内において事業者と協議頂けると考えてよいか確認したい。	ご理解のとおりです。
5	事業用地から排出される土の処分について	事業用地から排出される土について、受入れ先を用意頂く事は可能か確認したい。	市は受入れ先を用意しません。事業者側にて確保してください。
6	近隣説明会について	市で実施する近隣説明等の他に事業者側にて近隣説明会を開催し、作業時間その他の諸条件を工事協定書等により締結する必要があると考えられるが、市の意向を確認したい。	今後、選定事業者と協議を重ねながら工事協定書等の必要性の有無などを検討して進めていきます。

No	項目	内容	市の回答
7	一次加工エリアの各室の区画について	「一次加工施設は給食施設と完全に区分するもの」とあるが、一次加工エリアの各室と給食エリアの区画の考え方について確認したい。	一次加工エリアと給食エリアは完全に分けてください。荷受けプラットフォームは一緒でも可としますが、検収以降は全て区画してください。
8	一次加工エリアの各室の区画について	一次加工エリアへの、入室準備の為の前室を、給食エリアの前室と兼用することは可能か確認したい。	前室も分けてください。
9	一次加工における食材の品質について	「学校給食調理に使用できない品質の食材については、市は検収せず、食材費の支払対象としない」とあるが、具体的な判断基準について確認したい。	供用開始から加工食材を給食に利用するまでの6ヶ月間に選定事業者と協議・検討していきます。
10	一次加工業務に係る費用について	一次加工食材の立替中の金利についてはどのように提案するのか確認したい。	発生する場合は、加工業務費に含めて提案してください。
11	揚・焼・蒸用加工食品の冷蔵庫・冷凍庫について	預かり用として設置するのは、冷蔵庫か冷凍庫か確認したい。	冷凍機能のみがあればよいです。
12	厨房設備について	回転釜の使用頻度は、菅間学校給食センターと同頻度か確認したい。	ご理解のとおりです。
13	堆肥化施設について	1日1000kgの想定だが、他のセンターの残菜を受け入れるなど、将来的に増加することはあるか確認したい。	他のセンターの残菜を受け入れることは想定していません。
14	堆肥の使用について	菅間学校給食センターの堆肥の希望者は、近隣農家か確認したい。	農家だけではなく、家庭菜園・小中学校で使用しています。
15	堆肥の保管量及び保管期間について	市が堆肥を処分するまでの保管期間及びその量について確認したい。	現在、菅間学校給食センターでは、機械から週2回取り出しています。1回につき70~80kg程度です。保管量は時期によっては足りなくなります(春先、夏先、秋先など)。搬出は、希望者が取りに来た時に渡しています。保管期間は概ね2週間です。 本事業における保管量は事業者の提案に委ね、保管量に合わせて市で搬出量を調整します。
16	残菜処理業務について	「肥料として市民に配布できる状態まで処理すること」とあるが、一般的な	「堆肥」とは、土状の肥料のことを指しますが、肥料化された状態が土状の

No	項目	内容	市の回答
		土状の堆肥ではない状態に肥料化し、配布できる状態として考えてよいか確認したい。	肥料ではない状態であっても可能とします。 ただし、以下の内容を満たしてください。 ・肥料の質については、家庭菜園や花壇など一般市民が利用できるものであること ・要求水準書 第2章 3-(6)-⑤-(7)及び資料 11 残菜処理室の内容を満たしていること（諸室リストにある「袋詰めした堆肥」は「容器等に詰めた肥料」と解釈可能） ・要求水準書 第8章 5-(2)-③-(ア)に記載されている「市民等への配布および袋の購入は、市にて行う。」について、袋ではなく容器等が想定されるため、当該容器等の購入については別途協議とすること
17	配送車の仕様について	配送車について、適正な温度管理が行えるような仕様とすることとあるが、どのような対策を想定しているか確認したい。	菅間学校給食センターにおいても、保冷車・空調車は無いため、車自体の断熱材程度であり、通常使用されるものと同程度を想定しています。
18	見学者数及び一般の方への開放について	見学に訪れる1回の最大人数を何人と想定しているか確認したい。	最大人数は約100人を上限として想定しています。学校の見学は学年毎で最大で100人くらいと考えています。他自治体が1日に2~3回来ることも想定しています。
19	見学者数及び一般の方への開放について	見学者は児童・生徒以外に一般の見学者も受け入れる予定か確認したい。	一般の見学者の受入れも行います。
20	見学者数及び一般の方への開放について	現状実施している菅間学校給食センターの見学会は本事業契約後も継続するのか確認したい。	現段階では継続されると想定しています。なお、新学校給食センターでは、菅間学校給食センターと連携した見学会ではなく、新学校給食センター単独での見学を予定しています。
21	本体工事開始までの配置技術者の常駐に	要求水準書 P16 の「(2) 業務期間」に関する記載のとおり、平成27年度中に敷地の造成工事を行った場合、本体工	敷地造成・解体工事を行った場合で、本体棟着工まで期間が空く場合でも常駐が必要となります。また、配置する

No	項目	内容	市の回答
	ついて	事が始まるまで配置技術者の常駐は必要か確認したい。	人員は施工を管理する技術者としてください。
22	SPC の従業員について	「業務従事者の 2 人以上は SPC の従業員とし、少なくとも常時 1 人の SPC の従業員がセンター内に常駐していることとする」とあるが、ここでいう SPC の従業員とは、運營業務を行う者と解釈してよいか確認したい。	ご理解のとおりです。
23	SPC の従業員について	2 人以上の SPC 従業員は、要求水準書 P78 表に示す者を配置するということか？	業務に支障がなければ特段問いません。
24	SPC の従業員について	SPC の従業員は、労働基準法第 10 条 2 使用者の定義における、在籍型出向という認識でよいか確認したい。	問題ありません。
25	SPC の従業員について	在籍型出向の場合、給与支払及び源泉徴収、保険等の毎月発生する業務に関して、SPC からではなく、出向元(運營業業等)から出向者へ支払い等を行うこととしてよいか確認したい。	問題ありません。
26	アレルギー対応食及び対応児童数について	将来アレルギー 7 品目(卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生)に対応することを目標にするとあるが、将来的にそば・落花生を使用するということもありえるか確認したい。	そば・落花生は現状使用しておりません。落花生を使用するときは、学校・保護者へ連絡しています。過去に使用していた実績があり、将来的に使用する可能性があります。
27	アレルギー対応食及び対応児童数について	各学校でどのくらい対応食が必要か確認したい。	対応食数のデータはありません。
28	アレルギー対応食及び対応児童数について	いつまでに 7 品目対応になるか確認したい。	卵・乳からアレルギー対応をスタートし、いつから増やすか期間は決まっています。
29	アレルギー対応食の確認体制について	学校職員も含めた確認体制を提案することは可能か確認したい。	配膳校で受け取ったものは、市の責任範囲で行う為、不要です。
30	アレルギー対	アレルギー対応食の受取り場所は通常	ご理解のとおりです。

No	項目	内容	市の回答
	応食の受取りについて	と同様との理解でよいか確認したい。	
31	アレルギー対応食の受取りについて	配送者からの受取者を確認したい。	責任者です。
32	アレルギー対応食の配膳について	ランチジャーの使用は毎日と考えてよいか確認したい。	ご理解のとおりです。
33	災害対応について	想定されている炊出し以外に新学校給食センターを災害時対応施設として活用する予定があるか確認したい。	拠点施設ではありません。
34	災害対応について	災害時の炊出し用の容器については、市が新学校給食センター以外で保管したものを新学校給食センターに搬入して提供するとの理解でよいか。また、炊出し食の搬送について事業者が支援する場合においては、市と協議の上決定するとの理解でよいか確認した。	P F I 事業と別の協定書での検討とします。 配送は基本的に市で対応することを想定しています。
35	太陽光発電における市の収入について	太陽光発電設備で余剰電力及び施設稼働時間外に発電した電力は市の収入とあるが、市の収入金額の大小についても評価対象となるか確認したい。	市の収入金額の大小は評価対象になりません。
36	自由提案事業の実施主体について	「自由提案事業は事業者が実施することとし、別途事業主体を設立して実施すること及び使用許可財産を転貸することは認めない。ただし、市の承諾を得た場合は、第三者に業務委託して実施することは可能とする。」とあるが、新たに別途会社等を設立せず、構成企業が実施主体となることが問題ないか確認したい。	問題ありません。
37	提案書の様式について	設計図書全体平面図等において、指定の縮尺を変更することが可能か確認したい。	理由がある場合の縮尺変更は認めます。ただし、縮尺変更した図面を提案書に綴じ、指定された縮尺の図面についても別途綴じずに提出してください。